

平戸あごプロモーション業務委託事業者選定にかかる審査基準

平戸あごプロモーション業務委託候補者選定委員会の審査基準に関し、以下のとおり定めるものとする。

1. 目的

本委託業務は、本市をあごの産地として認知度・イメージを向上し、興味・関心を高めることで本市あご商品の消費拡大につなげるとともに、地域団体商標取得に関わる「平戸あご」を広く周知するものであり、業務の性質上、プロポーザル方式において各事業者の企画提案内容を評価し、その得点を基準として委託契約事業者を選定する。

2. 審査方法

- (1) 「平戸あごプロモーション業務委託候補者選定委員会設置要綱」に基づく、平戸あごプロモーション業務委託候補者選定委員会（以下「委員会」という。）において審査を行う。
- (2) 審査方法は、審査項目ごとの評価点数の合計点数を競う「プロポーザル方式」により行う。

3. 審査の手順

- (1) 企画提案書受付後に平戸市商工物産課（以下「事務局」という。）にて見積り金額が提案上限額以内であるかを確認する。見積り金額が提案上限額を超えている場合には、その企画提案書は審査から除外する。
- (2) 委員会の委員（以下「委員」という。）及び事務局は提出の記載内容を事前に確認する。
- (3) 委員会は、「別表審査項目」に示した項目ごとに評価する。
- (4) 事務局は、(3)において各委員が評価した点数を合計し、全委員の合計点数を提案者の得点とする。

4. 業務委託候補者の選定

- (1) 審査の結果、合計点数の最も高い提案者を候補者として選定する。
- (2) 複数の提案者が同点の場合には、審査項目のうち、「2 提案内容」の合計点数が高い者を上位とする。
- (3) いずれの提案も合計点数が200点以下の場合には、審査の基準に満たないものとして候補者の選定に至らないものとする。

別表 審査項目

〈評価の項目、内容〉

		評価項目	得点	
1	基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書の内容を十分に理解した企画提案となっているか ・主旨、コンセプトが具体的に示されているか 	20	20
2	提案内容	平戸あごの認知度を高める提案となっているか	50	220
		多数の人に認知される内容で、周知性に優れているか	40	
		首都圏でのプロモーション効果が得られる内容となっているか	30	
		仕様書の業務内容項目から複数の事業を取り入れているか	30	
		あご商品の販売とプロモーションがミックスされた内容となっているか	30	
		契約期間中に切れ目のない提案がなされているか	20	
		「平戸あご」のロゴマークを打ち出したプロモーションが出来る内容か	20	
		独自の提案がされているか	10	
3	期待される効果	プロモーションの内容が購買力の向上につながるなど、継続的な効果が期待できるか	10	30
		平戸市全体への波及効果が期待できるか	10	
4	事業者の総合評価	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の目的、趣旨を十分に踏まえた提案がされているか。 ・業務開始に向けて遅延なく進捗できるスケジュールが計画されているか。 	10	20
		<ul style="list-style-type: none"> ・過去に類似業務の実績があり、事業を遂行するための専門知識・経験等の活用を期待できるか。 ・本業務を遂行する上で、必要な人材や経験を有する責任者等が明確化されているか。 	10	
5	見積り委託料の評価	見積額の積算内訳が妥当であるか	10	10
合計				300